

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学位の種類等（第2条～第4条）
- 第3章 学位授与の申請及び審査方法等（第5条～第10条）
- 第4章 学位の授与等（第11条～第17条）
- 第5章 雑則（第18条・第19条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項、愛媛大学学則（以下「学則」という。）第48条第2項及び愛媛大学大学院学則第53条の規定に基づき、愛媛大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

第2章 学位の種類等

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

5 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

（学位に付記する専攻分野の名称）

第4条 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、学士の学位にあつては別表1のとおりとし、修士、博士及び教職修士（専門職）の学位にあつては別表2のとおりとする。

第3章 学位授与の申請及び審査方法等

（修士の学位授与の申請）

第5条 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文又は特定の課題についての研究の成果を添え、各研究科又は各学環（愛媛大学大学院学則第3条第1項に定める学環をいう。以下同じ。）において定める時期に、研究科長又は学環長を経て学長に提出するものとする。

2 受理した学位論文又は特定の課題についての研究の成果は、返還しない。

(博士の学位授与の申請)

第6条 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文を添え、各研究科において定める時期に、研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 第3条第4項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、前項に規定するもののほか、学位論文審査手数料（以下「審査料」という。）57,000円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に学位論文の審査を申請した場合には、審査料の納付を免除する。

3 受理した学位論文及び審査料は、返還しない。

(学位論文)

第7条 学位論文は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(学位論文の審査等の付託及び審査委員会)

第8条 学長は、学位授与の申請を受理したときは、学位論文（修士の学位の授与を受けようとする者が提出する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の審査及び最終試験又は試問を研究科委員会、学環委員会又は研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）に付託するものとする。

2 前項の審査及び最終試験又は試問を付託された研究科委員会等は、学位論文の内容及び専攻に関係があり、かつ、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する当該研究科又は当該学環の研究指導教員の中から審査委員3人以上を選出して審査委員会を設置し、当該審査及び最終試験又は試問を行わせ、かつ、その結果を報告させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究科委員会等において、必要がある場合は、当該研究科又は当該学環の研究指導教員以外の担当教員を審査委員に充てることができるものとする。ただし、審査委員のうち少なくとも2人は研究指導教員としなければならない。

4 第2項に規定する学位論文の審査を行う場合において、研究科委員会等が必要と認めた場合は、同項及び前項に定める審査委員のほかに他の研究科若しくは学環又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として審査委員会に加えることができる。

(最終試験及び試問)

第9条 最終試験は、第3条第2項又は第3項の規定により学位の授与を申請した者に対し、学位論文の審査が終わった後、学位論文の内容を中心として、これに関係ある科目につき筆答又は口頭で行うものとする。

2 試問は、第3条第4項の規定により学位の授与を申請した者に対し、学位論文の審査が終わった後、専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するため筆答又は口頭で行うものとする。

3 本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位論文完成後本学大学院に再入学しないで第3条第4項の規定による学位の授与を申請した場合は、当該研究科が定める年限内に申請したときに限り、前項に規定する試問を免除することができる。

(合否の決定)

第10条 研究科委員会等は、第8条第2項に規定する審査委員会の報告に基づいて、学位論文の審査及び最終試験又は試問の合否について決定する。

- 2 前項の決定をするには、研究科委員会等の構成員の3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては2分の1以上）の出席を要し、かつ、出席者の無記名投票により、3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては4分の3以上）の賛成がなければならない。

（学位審査の報告）

第11条 研究科長又は学環長は、前条の決定を行ったときは速やかに、決定の結果を氏名、学位の種類及び学位を授与する年月日等を記載した書類により学長に報告するものとする。

- 2 博士課程の研究科長は、前項の書類に学位論文、学位論文の内容の要旨、学位論文審査の結果の要旨等を添えて報告するものとする。

第4章 学位の授与等

（学位の授与）

第12条 学長は、前条の報告を受けて学位を授与すべき者を決定し、学位記を交付して学位を授与するものとし、学位を授与できない者にはその旨を通知するものとする。

- 2 学長は、学則第46条及び第47条の規定に基づいて卒業を認定した者に対し、学位記を交付して学位を授与するものとする。

（学位記の様式）

第13条 学位記の様式は、別紙第1から別紙第7までのとおりとする。

（学位授与の報告）

第14条 学長は、第12条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

（学位論文の要旨等の公表）

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受け、当該学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトにより行うものとする。

（学位の名称の使用）

第17条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「愛媛大学」と付記するものとする。

第5章 雑則

（学位授与の取消し）

第18条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は当該研究科委員会等及

び国立大学法人愛媛大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の議を経て学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会等及び教育研究評議会が前項の規定による決定をするには、構成員の3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては2分の1以上）の出席を要し、かつ、出席者の無記名投票により、3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては4分の3以上）の賛成がなければならない。

（雑則）

第19条 この規程の実施に必要な細則は、各研究科及び各学環において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成20年度以前に連合農学研究科博士課程に入学した者の学位授与の申請については、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 平成20年度以前に連合農学研究科博士課程に入学した者の試問及び学位記の様式については、改正後の第9条第3項及び別紙第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転学部する者の学位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転学部する者の学位については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転学部する者の学位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学する者の学位については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1（第 4 条関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部	学 科（課 程）	専攻分野の名称
法文学部	人文社会学科	法学・政策学 学術 人文学
教育学部	学校教育教員養成課程	教育学
社会共創学部	産業マネジメント学科 産業イノベーション学科 環境デザイン学科 地域資源マネジメント学科	社会共創学
理学部	理学科	理学
医学部	医学科	医学
	看護学科	看護学
工学部	工学科	工学
農学部	食料生産学科 生命機能学科 生物環境学科	農学

別表 2（第 4 条関係）

修士、博士及び教職修士（専門職）の学位に付記する専攻分野の名称

研究科・学環	専 攻	専攻分野の名称		
		修 士	博 士	教職修士 (専門職)
人文社会科学研究科	法文学専攻	法学 人文学		
	産業システム創成専攻	経済学 学術		
教育学研究科	心理発達臨床専攻	臨床心理学		
	教育実践高度化専攻			
医学系研究科	医学専攻		医学	
	看護学専攻	看護学	看護学	
理工学研究科	理工学専攻	工学 理学 数理情報学	工学 理学 数理情報学	
農学研究科	食料生産学専攻 生命機能学専攻 生物環境学専攻	農学		
連合農学研究科	生物資源生産学専攻 生物資源利用学専攻 生物環境保全学専攻		農学 学術	
医農融合公衆衛生学 環		公衆衛生学		
地域レジリエンス学 環		学術		

別紙第 1（第 3 条第 1 項の規定により学士の学位を授与する場合）

		○第	号
学 位 記			
(氏名)			
年 月 日生			
本学〇〇学部〇〇学科（課程）所定の課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する			
年 月 日			
愛 媛 大 学			

別紙第 2（第 3 条第 2 項の規定により修士の学位を授与する場合）

		○修第	号
学 位 記			
(氏名)			
年 月 日生			
本学大学院〇〇研究科（学環）修士課程（博士前期課程）において所定の単位を修得し学位論文（特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する			
年 月 日			
愛 媛 大 学			

別紙第 3 （第 3 条第 3 項の規定により博士の学位を授与する場合）

		甲○博第	号
学	位	記	
		(氏名)	
		年	月 日 生
本学大学院○研究科博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する			
年		月	日
		愛 媛 大 学	

別紙第 4 （第 3 条第 4 項の規定により博士の学位を授与する場合）

		乙○博第	号
学	位	記	
		(氏名)	
		年	月 日 生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試問に合格したので博士（○○）の学位を授与する			
(博 士 論 文 名)			
年		月	日
		愛 媛 大 学	

別紙第 5 （第 3 条第 3 項の規定により博士の学位を授与する場合）

		甲農博第	号
学	位	記	
		(氏名)	
		年	月 日生
本学大学院連合農学研究科〇〇専攻の研究指導を〇〇大学において受け所定の単位を 修得し学位論文審査及び最終試験に合格したことを認める			
愛媛大学大学院連合農学研究科委員会			
上記の認定により博士（〇〇）の学位を授与する			
年		月	日
		愛 媛 大 学	

別紙第 6 （第 3 条第 4 項の規定により博士の学位を授与する場合）

		乙農博第	号
学	位	記	
		(氏名)	
		年	月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試問に合格したことを認める			
愛媛大学大学院連合農学研究科委員会			
上記の認定により博士（〇〇）の学位を授与する			
(博 士 論 文 名)			
年		月	日
		愛 媛 大 学	

別紙第 7（第 3 条第 5 項の規定により教職修士（専門職）の学位を授与する場合）

教職修第		号
学	位	記
		(氏名)
年		月 日生
本学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻の専門職学位課程において所定の単位を 修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する		
年		月 日
愛 媛 大 学		